

事 務 連 絡  
平成 2 9 年 1 2 月 1 日

各指定障害児通所支援事業所 管理者 様

東京都福祉保健局障害者施策推進部  
障害児・療育担当課長

### 障害児通所支援の質の向上等に係る留意事項等について（通知）

平素より、東京都の障害者・障害児施策の推進にご理解とご協力を頂き、感謝を申し上げます。

障害児通所支援の質の向上等については、厚生労働省より、平成 2 8 年 3 月 7 日付障発 0 3 0 7 第 1 号「障害児通所支援の質の向上及び障害児通所給付費等の通所給付決定に係る留意事項について」及び、平成 2 9 年 7 月 2 4 日付障発第 1 号「児童発達支援ガイドラインについて」が発出されており、既に各事業所宛てに周知を行っているところです。

各指定障害児通所支援事業所におかれましては、これら国通知の内容及び下記事項について十分ご留意の上、障害児通所支援の質の向上に一層取り組んでいただくようお願いいたします。

#### 記

#### 1 指定障害児通所支援の質の向上に向けた取り組みについて

指定障害児通所支援事業者は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下、「法」という。）、法に基づく指定通所支援の事業所等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号。以下、「基準省令」という。）及び東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例等に基づき事業所運営を行っているところですが、特に以下の法令の規定について、遵守するようお願いいたします。

- (1) 指定障害児通所支援事業者等は、その提供する障害児通所支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害児通所支援の質の向上に努めなければならない。（法第 21 条の 5 の 17 第 2 項）
- (2) 指定児童発達支援事業者は、正当な理由がなく、指定児童発達支援の提供を拒んではならない。（基準省令第 14 条。第 54 条の 5（基準該当児童発達支援）、第 64 条（指定医療型発達支援）、第 71 条（指定放課後等デイサービス）、第 71 条の 4（基準該当放課後等デイサービス）及び第 79 条（指定保育所等訪問支援）の規定により準用する場合を含む。）

- (3) 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。(基準省令第26条第3項。第54条の5、第64条、第71条、第71条の4及び第79条の規定により準用する場合を含む。)

## 2 児童発達支援ガイドラインの活用について

指定児童発達支援事業者は、支援の質の向上と支援内容の適正化を図るため、以下により、児童発達支援ガイドライン（以下、「児発ガイドライン」という。）の活用を図るようお願いします。

- (1) 指定児童発達支援事業者は、事業所内で行われる研修やスタッフのミーティング等において、積極的に児発ガイドラインを活用すること。
- (2) 活用の際は、児発ガイドライン本文の活用のほか、児発ガイドライン別添の「児童発達支援センター等における事業所全体の自己評価の流れ」を参考として、自己評価表を活用し、適切に自己評価を行うこと。また、改善目標に沿って支援内容を改善すること。
- (3) さらに、自己評価を行った後には、自己評価結果を利用保護者等に公表し、自己評価結果及び公表の状況について、東京都及び事業所所在区市町村に報告すること。

## 3 放課後等デイサービスガイドラインの遵守及び自己評価結果公表の義務付けについて

平成29年4月の省令改正において、運営基準の見直しがあり、放課後等デイサービスガイドライン（以下、「放デイガイドライン」という。）の遵守及び自己評価結果の公表が義務付けられました。これに伴い、東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の改正も行っておりますので、省令及び都条例を確認し、以下について遵守するようお願いします。

なお、自己評価結果公表については、後日、報告に関する手続きについて、別途連絡いたします。

- (1) 運営基準において、放デイガイドラインの内容に沿った評価項目を規定し、それに基づいた評価を行うこと。
- (2) 質の評価及び改善の内容をおおむね1年に1回以上公表しなければならないこと。

以上

担当 東京都福祉保健局障害者施策推進部 施設サービス支援課児童福祉施設担当 電話 03-5320-4374
--

事 務 連 絡  
令和 2 年 1 月 2 9 日

各指定障害児通所支援事業所 管理者 様

東京都福祉保健局障害者施策推進部  
障害児・療育担当課長

## 児童発達支援ガイドライン及び放課後等デイサービスガイドラインの 自己評価の実施及び公表状況について（通知）

平素より、東京都の障害児・者施策の推進にご尽力いただき、感謝申し上げます。

標記について、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 24 年厚生労働省令第 15 号。以下「基準省令」という。）の改正に伴い、児童発達支援事業者及び放課後等デイサービス事業者は、事業所の体制等について質の評価を行い、改善を図るとともに、質の評価及び改善の内容（以下「自己評価結果等」という。）をおおむね 1 年に 1 回以上、インターネットの利用その他の方法で公表することが義務付けられました（基準省令第 26 条第 5 項、第 54 条の 5、第 54 条の 9、第 71 条、第 71 条の 2 及び第 71 条の 6）。

これに伴い、自己評価結果等の公表が都道府県に届出されていない場合は、自己評価結果等未公表減算の対象となり、届出がされていない月から当該状態が解消に至った月まで、障害児全員について減算されることとされています。

公表状況の届け出については、平成 31 年 3 月 27 日付事務連絡により、すでに各事業所宛に周知を行ってきたところですが、公表及び届出は、毎年実施することが必要であり、具体的な公表及び届出の提出期限について、都（八王子市を除く）では、下記のとおり取り扱うこととしたので、遺漏なきようご対応いただくようお願いいたします。

### 記

#### 1 公表方法について

公表方法については、原則インターネットを利用すること。事業所のホームページ等がない場合は、独立行政法人福祉医療機構が運営する WAM NET を活用（※）するなど、工夫すること。

なお、本制度の公表は、広く公表することが求められており、保護者への結果周知や施設内での掲示等の特定の者しか見ることができないものについては、公表したこととなら

ない点に留意すること。

- (※) WAM NETで登録する事業所情報の「サービス内容」の「利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等」にある「第三者評価の結果」の欄（別添参照）にPDFを掲載することで、インターネットでの公表を行ったものとみなします。

## 2 減算の適用について

自己評価結果未公表減算については、自己評価結果等の公表が届出されていない場合に適用されます。具体的には、届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、障害児全員について基本報酬（児童指導員等配置加算の単位数を含む）から15パーセント減算することとなっています。

また、第三者評価は社会福祉法に基づくものであり、基準省令に定められている自己評価とは別です。第三者評価を行っていれば、自己評価やその公表をしなくてよいということではありません。自己評価結果等の公表及び都への届出が行われていなければ、自己評価未公表減算の対象となりますので、ご注意ください。

## 3 提出期限について

### (1) 新規に指定を受けた事業所

指定日から1年以内に公表を行うこと。なお、都への届出は、公表の実施時期から1か月以内に行うこと。

例：令和元年6月1日に指定を受けた事業所の場合、令和2年5月末までに評価の公表を行い、都への届出は、令和2年6月末までに行う。

### (2) 前年度に自己評価結果を公表し、届出を行った事業所

前回の公表の実施時期から1年以内に公表を行うこと。なお、都への届出は、前回の公表の実施時期から1年1か月以内に行うこと。

例1：前回の公表の実施時期が平成31年3月の場合、令和2年3月末までに自己評価結果等の公表を行い、都への届出は、令和2年4月末までに行う。

例2：前回の公表の実施時期が平成31年1月の場合、令和2年1月末までに自己評価結果等の公表を行い、都への届出は、令和2年2月末までに行う。

例3：前回の公表の実施時期が令和元年5月の場合、令和2年5月末までに自己評価結果等の公表を行い、都への届出は、令和2年6月末までに行う。

#### 4 自己評価結果公表の報告手続きについて

対象となる事業所は、障害者サービス情報の「変更届（加算届）に係る提出書類一覧」の中の Excel をダウンロードの上、必要書類一式を提出すること。

##### (1) 対象となる支援

児童発達支援、放課後等デイサービス、共生型障害児通所支援、基準該当通所支援

##### (2) 提出先

東京都福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課児童福祉施設担当

##### (3) 提出書類

※ 届出書の様式は、東京都障害者サービス情報の「変更届（加算届）に係る提出書類一覧」の中の Excel からダウンロードしてください。

<http://www.shougaifukushi.metro.tokyo.jp/Lib/LibDspList.php?catid=052-010>

##### ① 台帳登録シート

##### ② 変更届出書（第2号様式）

※「13 障害児（入所・通所）給付費の請求に関する事項」に○をつけ、変更後の欄に「自己評価結果等未公表減算なし」と明記すること。

※「変更年月日」については、平成30年4月までに指定を受けた事業所は、原則、「令和2年4月1日」と記載し、令和3年以降も同様に4月1日と記載すること（3（2）例1及び2）。

また、平成30年5月以降に指定を受けた事業所については、毎年指定月の1日の日付を記載すること（3（2）例3の場合、「令和2年5月1日」と記載）。

ただし、自己評価結果を公表しておらず、未公表減算になった場合には、解消に至った月から1年後の翌月1日を記載すること。

例：平成28年4月に指定を受けた事業所で、令和元年11月に届出を行い、平成31年4月から令和元年11月まで自己評価結果未公表減算の対象となっていた場合、変更年月日は令和2年12月1日と記載する。

##### ③ 児童発達支援ガイドライン及び放課後等デイサービスガイドラインの自己評価の実施及び公表状況に関する届出書

※ 公表方法に応じ、添付書類が必要な場合は添付すること。

以上

担当  
東京都福祉保健局障害者施策推進部  
施設サービス支援課児童福祉施設担当  
電話 03-5320-4374

事務連絡  
令和6年7月4日

各  
〔  
都道府県  
指定都市  
中核市  
児童相談所設置市  
〕  
児童支援主管部（局） 御中

こども家庭庁支援局障害児支援課

### 障害児通所支援事業所における事業所全体の自己評価の流れについて

障害児支援行政の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においては、

- ・ 指定児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所については、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定基準」という。）により、自己評価及び保護者評価を行うとともに、自己評価及び保護者評価並びに評価を受けて図った改善の内容を公表しなければならないこと
- ・ 指定保育所等訪問支援事業所については、指定基準により、自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価を行うとともに、自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価を受けて図った改善の内容を公表しなければならないこと

とされたところです。

これに伴い、自己評価等の具体的な手順、評価項目及び参考様式等を整理し、「障害児通所支援事業所全体の自己評価の流れについて」を作成しましたので、お示しいたします。

また、指定保育所等訪問支援事業所が訪問先施設に対し、保育所等訪問支援における評価制度を説明するに当たっての説明資料も作成しましたので、各事業所においてご活用いただきますようお願いします。

なお、指定保育所等訪問支援事業所においては、令和7年4月1日以降、自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価及びこれらの評価を受けて図った改善の内容を公表していない場合には、未公表減算が適用されることとなるため、ご留意いただくとともに、各都道府県におかれては、当該内容を十分御了知の上、貴管内の市町村及び事業所に対して、各指定都市、中核市及び児童相談所設置市におかれては、当該内容を十分御了知の上、貴管内の事業所に対して、遺漏なく周知していただくようお願いします。

なお、本年度、既に自己評価、保護者評価及び訪問先評価を実施している場合

においては、改めての実施を求めるものではありませんが、本事務連絡でお示しする取組内容等を十分ご理解いただき、日頃の業務の見直しや改善・充実に向けた取組に努めていただきますようお願いいたします。

## 【送付資料】

別添 「障害児通所支援事業所における事業所全体の自己評価の流れについて」

### 参考様式1 児童発達支援関係

- 「(別紙1) 従業者向け評価実施シート」
- 「(別紙2) 保護者向け評価実施シート」
- 「(別紙3) 自己評価総括表」
- 「(別紙4) 保護者評価集計シート」
- 「(別紙5) 事業者用自己評価シート」

### 参考様式2 放課後等デイサービス関係

- 「(別紙1) 従業者向け評価実施シート」
- 「(別紙2) 保護者向け評価実施シート」
- 「(別紙3) 自己評価総括表」
- 「(別紙4) 保護者評価集計シート」
- 「(別紙5) 事業者用自己評価シート」

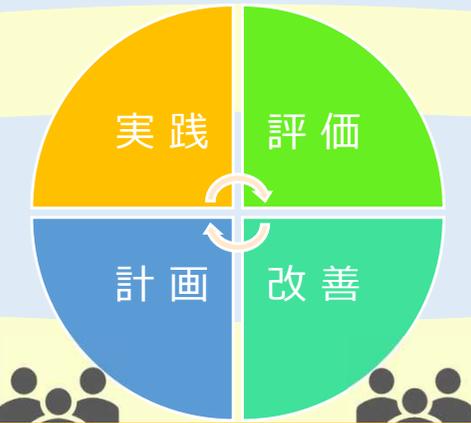
### 参考様式3 保育所等訪問支援関係

- 「(別紙1) 従業者向け評価実施シート」
- 「(別紙2) 保護者向け評価実施シート」
- 「(別紙3) 訪問先施設向け評価実施シート」
- 「(別紙4) 自己評価総括表」
- 「(別紙5) 保護者評価集計シート」
- 「(別紙6) 訪問施設先評価集計シート」
- 「(別紙7) 事業者用自己評価シート」

○ 日々の支援等への反映 等

○ 以下の観点で、事業所全体で改善・充実にに向けた方策等の検討を行う

- ・ 改善等に向けた今後の見通しの明確化
- ・ 改善等に向けた具体的な方策の検討
- ・ 役割分担や体制等の見直し 等



○ 保護者（客観的視点による）評価の実施  
○ 従業者による自己評価の実施

↓

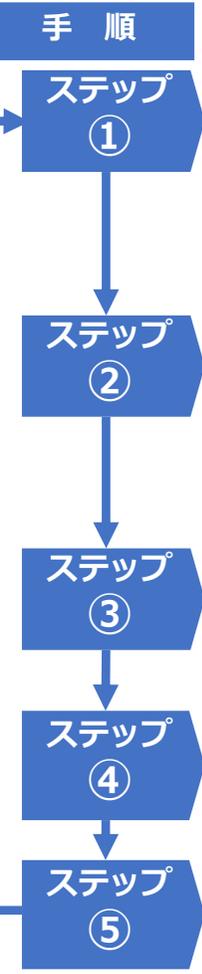
○ 保護者評価及び従業者評価の結果を踏まえて、事業所全体で自己評価を実施

○ 以下の観点で、事業所全体で把握と共有を行う

- ・ 事業所の強み（さらに強化・充実に繋げるべき点等）
- ・ 事業所の弱み（課題・改善すべき点等）

特に、事業所の弱みについては、改善に向けて現状の見直しや理念や方針の再確認を含めた整理を行う

全従業者による共通理解の下で取組を行うことが重要



**保護者等による評価の実施**

○ 事業者から保護者等に対して、「保護者等向け評価表」を活用してアンケート調査を行う。回答は集計し、特記事項欄の記述を含めてとりまとめる。

○ 保護者評価は、客観的視点による評価として自己評価の際に活用するべきデータであるため、回答率の向上に努めることが望ましい。

**従業者による評価の実施**

○ 事業者の従業者が「事業者向け自己評価表」を活用して従業者評価を行う。その際には、「はい」「いいえ」などに評価をチェックするだけでなく、各項目について、「課題は何か」「工夫している点は何か」等についても記入する。

○ 従業者評価は、できる限り全従業者から提出を求めることが望ましい。

※ 保育所等訪問支援においては、「保護者評価」及び「従業者評価」に加え、「訪問先施設評価」を実施

**事業所全体による自己評価（課題等の把握・分析含む）**

○ 保護者評価及び従業者評価の結果を踏まえて、事業所全体で各項目ごとに自己評価を実施する。実施の際には、管理者等一部の者で自己評価を行うのではなく、ミーティング等の機会を通じて、従業者同士で意見交換を行いながら自己評価を行うとともに、課題や改善が必要な事項の把握と共有（認識のすり合わせ）を行う等、全従業者による共通理解の下で取組を進めていくことが望ましい。

○ 全ての項目について自己評価結果を行ったのち、その結果を踏まえ、自己評価総括表を活用し、事業所の「強み」と「弱み」について分析を行う。

○ 保護者評価は、客観的視点による評価であることから、事業所全体で自己評価及び分析を行う際には、保護者評価の結果も十分に活用し、事業所の提供している支援等が、利用者側から見てニーズに応じたものになっているのかという視点も考慮して自己評価等を行うことが重要である。

**改善・充実にに向けた検討**

○ 事業所全体の自己評価や整理した事業所の強み・弱み等の分析の結果を踏まえて、改善・充実にに向けた今後の具体的な見通しや改善・充実にに向けた具体的な取組を検討・整理する。ここで検討・整理された取組等は、改善・充実に向けて、日々の支援等へ反映されるべきものであることから、ミーティング等の機会を通じて、従業者同士で意見交換を行いながら検討・整理を進めていくことが望ましい。

**自己評価結果等の公表**

○ 自己評価結果については、「はい」「いいえ」の集計結果を公表することが趣旨ではなく、自己評価の機会を通じて、全従業者による共通理解の下で、事業所の強みや弱み等の分析や、課題の改善やさらなる充実にに向けた取組を進めていながら、事業所の質の向上を図っていく点が重要である。その観点も踏まえて、インターネットその他の方法による公表や保護者等にフィードバックをする必要があることに留意すること。

**支援の改善に向けた取組等**

○ 改善・充実に向けて検討・整理した内容を踏まえて、日々の支援等への反映を行っていく。

# 保育所等訪問支援における評価制度（自己評価・保護者評価・訪問先施設評価）の導入について

## 評価制度の導入について

※児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）に基づき実施

- 保育所等訪問支援の効果的な実施やより良い支援の促進のため、**令和6年4月より、指定保育所等訪問支援事業者には、以下①～③の取組の実施が義務付化。**
  - ① 保育所等訪問支援を利用する保護者による支援の提供状況等についての評価「**保護者評価**」
  - ② 実際に訪問支援を受け入れる保育所等による支援の提供状況等についての評価「**訪問先施設評価**」
  - ③ 保護者評価・訪問先施設評価の結果を踏まえた事業者自身による運営状況や支援の提供状況の振り返り・評価「**自己評価**」
- **自己評価・保護者評価・訪問先評価の結果及び改善内容については、概ね1年に1回以上**保護者・訪問先施設に示すとともに、**インターネット等により公表**することを要する。

## 評価制度の目的等

- 本評価制度は、保護者評価や訪問先施設評価、自己評価の機会を通じて、全従業員による共通理解の下、事業所の強みや弱み等の分析を行うとともに、課題の改善に向けた具体的な取組や支援の質の向上に向けた具体的な取組等の検討を行い、日々の支援に反映することで、より良い支援提供及び事業運営につなげていくことを目的としている。
- 保護者評価・訪問先施設評価の結果は、事業者が自己評価を行う際に、客観的な視点による評価として活用するものである。

## 取組の流れ

※ 保育所等訪問支援事業所の従業員への評価も同時に実施

① **保護者及び訪問先施設による評価** ・アンケート調査を実施

② **事業所全体での自己評価** ・各評価の結果を踏まえて、事業所全体で課題の分析等を実施  
・評価の結果を踏まえて、事業所の「強み」や「弱み」について分析

③ **改善・充実に向けた取組** ・分析結果を踏まえて、今後の改善・充実に向けた具体的な取組を検討  
・評価及び分析結果等を公表